

福岡県公報

平成20年12月17日
第2910号

目次

告示(第2041号 - 第2055号)

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額の一部改正	(総務事務センター) 1
議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額	(総務事務センター) 1
麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく薬局開設者等の申出	(薬務課) 2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
公告		
平成21年福岡県歯科技工士試験の実施	(医療指導課) 5

収用委員会

土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管	(用地課) 7
土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管	(用地課) 7

告示

福岡県告示第2041号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額(平成18年7月福岡県告示第1346号)の一部を次のように改正する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

「平成18年4月1日以後」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に改める。

福岡県告示第2042号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例(昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。)第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、平成20年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が104,960円を超えるときは、104,960円)

常時介護を要する状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が56,930円以下であるときに限る。)	月額56,930円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,480円を超えるときは、52,480円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,470円以下であるときに限る。)	月額28,470円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

福岡県告示第2043号

薬事法(昭和35年法律第145号)の規定により医薬品の一般販売業の許可を受けた者から麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第50条の26第1項の規定に基づく申出があったので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

申出者の名称	申出に係る店舗名称	申出に係る店舗所在地
ファイザー株式会社	ファイザー株式会社北九州オフィス	北九州市小倉北区堺町2-3 -30 ニチフビル6階

福岡県告示第2044号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ぎやらりいゆう

(2) 代表者の氏名

高木 美恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区葛原高松2丁目1番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県における障がい者に対して、造花の生産を行う作業所の運営に関する事業を行い、広く障がい者の雇用の創造と確保に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2045号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州

(2) 代表者の氏名

永田 秀雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区城野 1 丁目 9 番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神で、在宅福祉サービス活動を行い、健康で安心して暮らしていくことのできる、生き甲斐のある長寿社会を築くことを目指し、福祉増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2046号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市野坂字大井2920番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市くりえいと2丁目5番7号 タッチアネックス205号

石松 靖敏

福岡県告示第2047号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) マックスバリュ水巻店

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末北四丁目1379番4 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2048号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外の流域に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成6年1月28日農林水産省告示第182号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに福岡市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2049号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月28日農林水産省告示第185号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2050号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人にぎわいドオーツ・コム
- (2) 代表者の氏名
古原 拓治
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福津市宮司元町2番3号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、福津市内外の地域住民及び中小零細商工業・農業事業者等に対して、地域住民及び地域商工・農業従事者等との交流や協働環境及びにぎわいの創出等に関する事業を行い、福津市内外地域の活性化を実現し、市内外の人々との交流を通じ、癒しと健康とふれあいの増進を図り、活力ある、豊かな、まちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第2051号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人しあわせねっと
- (2) 代表者の氏名
松尾 幸子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県みやま市瀬高町下庄223番地6
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、介護が必要な高齢者等に対して、介護保険法に基づく介護サービスを行い、併せて今は介護や支援を必要としない人々に対しても健康づくりのための活動や情報提供に関する事業や家事援助を行い、誰もが最期まで自分らしく生きていけるような地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2052号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月31日福岡県告示第208号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2053号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)以外に係るもの(国有林に係る者を除く。)に限る。)で定めるところによる。

平成6年2月4日農林水産省告示第236号(1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2054号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月4日農林水産省告示第237号(1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2055号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄6丁目4227-7、4227-387、4227-399、4227-406、4227-407、4227-528から4227-560まで、4589-12の一部、筑紫野市大字阿志岐2519-23、2519-74、2519-75(第3工区)

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前2丁目19番17号

株式会社西日本トラスト 代表取締役 中嶋 凡夫

公 告

公告

平成21年福岡県歯科技工士試験を次のように実施する。

平成20年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成21年3月に卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成21年3月に卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

イ 実地試験

歯科技工実技

(2) 日時及び場所

日	時	種 目	場 所
平成21年2月25日(水曜日)	午前10時～ 午後4時30分	学説試験	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎
平成21年2月26日(木曜日)	午前9時30分～ 午後4時20分	実地試験	福岡市東区水谷1丁目21番1号 福岡医科歯科技術専門学校
平成21年2月27日(金曜日)			飯塚市横田770番地の1 九州歯科技工専門学校

実地試験は、いずれか一方の場所で受験すること。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真(申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置にはること。)並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健医療介護部医療指導課(郵便番号812 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。)へ提出すること。

(ア) 1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証明する書類

(ウ) 1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認めたことを証する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒(B5判が入るもの)を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込み受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成21年1月30日(金曜日)から2月13日(金曜日)までとする。

イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成21年2月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付等

(1) 合格者の発表は、平成21年3月19日(木曜日)午前10時に医療指導課前の廊下に

受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

(3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験した者が、平成21年3月13日(金曜日)までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課(電話092-643-3273)に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課(福岡県県土整備部用地課)において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成21年1月7日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成20年12月17日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成20年度福収権第2号事件及び平成20年度福収明第2号事件

2 事業名

県道八女香春線改築工事(福岡県八女市上陽町久木原字栗林地内から同県同市同町久木原字半沢地内まで)及びこれに伴う附帯工事

3 通知を受けるべき者

堤 堅太郎

住所不明(本籍地 福岡県久留米市京町102番地)

堤 クメコ

住所不明(本籍地 福岡県久留米市京町102番地)

堤 守人

住所不明(本籍地 福岡県久留米市京町102番地)

堤 信三

住所不明(本籍地 福岡県久留米市京町102番地)

堤 レイ

住所不明(本籍地 福岡県久留米市京町102番地)

山口 越子

住所不明(本籍地 福岡県八女市上陽町久木原1107番地)

山口 春日

住所不明(本籍地 福岡県八女市上陽町久木原1107番地)

山口 庄三

住所不明(本籍地 福岡県八女市上陽町久木原1107番地)

4 通知すべき書類

平成20年12月17日付け20福収第6号-3「審理の開催について」

福岡県収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課(福岡県県土整備部用地課)において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成21年1月7日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成20年12月17日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成20年度福収権第5号事件及び平成20年度福収明第5号事件

2 事業名

県道八女香春線改築工事(福岡県八女市上陽町久木原字栗林地内から同県同市同町久木原字半沢地内まで)及びこれに伴う附帯工事

3 通知を受けるべき者

福岡県八女市上陽町久木原字葛原820番の土地所有者

4 通知すべき書類

平成20年12月17日付け20福収第15号 - 3 「審理の開催について」